**＜該非判定支援サービス申込書＞**

注１　ホームページの「該非判定支援サービス利用規約」に同意の上、お申込みください。

注２　本用紙の     部分に記入してください。

お申込日　     年     月     日

|  |
| --- |
| １．依頼者　　CISTECでは利用者に関する個人情報の重要性に鑑み、個人情報を適切に取り扱うよう努めています。本申込書に記載いただいた個人情報は、該非判定支援サービス関連の諸連絡、請求書の送付等に利用させていただきます。 |
| 法人名 |       |
| URL | http://www.      |
| 企業概要 | 該当のチェックボックスをクリックしてください。また、数値を記入してください。CISTECの賛助会員ですか。[ ] 賛助会員である　[ ] 賛助会員ではない『賛助会員ではない』場合、主な業務[ ] 製造業　[ ] 卸売業　[ ] 小売業　[ ] ソフトウエア業・情報処理サービス業[ ] 情報処理以外のサービス業 　[ ] その他（     ）資 本 金　     円従業員数　     名 |
| ご担当 | 氏名　     所属　     役職　     所在地　〒     住　所　     ビル名　     TEL　     メールアドレス　      |
| 更新サービス | □：政省令改正後、検討項番の条文内容に変更がない単純な検証証明書の更新。直近の『該非判定検証証明書』□添付あり・□添付なし(理由: ) |
| ２－１　該非判定内容（検証する貨物の説明） |
| ご希望の該非判定内容（貨物）について、機能と構成を簡潔に記入してください。 |
| 貨物の名称　     型番　     説明（1,020字以内）　      |
| ２－２　該非判定内容（検証する技術の説明） |
| ご希望の該非判定内容（技術）について、機能と構成を簡潔にご記入ください。 |
| 技術の名称　     型番　     説明（1,020字以内）　      |
| ３．経済産業省への相談 |
| 今回の該非判定に関連して、経済産業省に相談したことがありますか。　[ ] はい　[ ] いいえ『はい』の場合、相談内容と経済産業省の回答を詳細に記入してください。（1,020字）      |

**＜該非判定依頼に関する資料等のチェックリスト＞**

該非判定する場合は、可能な限り以下の資料を予め準備してください。

(対象にならない資料等の場合は有無欄に － を記入してください)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 資料名 | 有無 | 備考 |
| １ | 製品カタログ（Webカタログ等含む）、概要書 |       |       |
| １-１ | 構成品が複数ある場合は構成品ごとの概要 |       |       |
| ２ | 製品仕様書 |       |       |
| ３ | 設計仕様書 |       |       |
| ４ | 御社による該非判定書 |       |       |
| ５ | 内蔵する部分品・附属品の有無 |       |       |
| ５-１ | 部分品・附属品がある場合はその該非判定書の有無 |       |       |
| ６ | 内蔵／添付プログラムの有無 |       |       |
| ６-１ | プログラム該非判定書の有無 |       |       |
| ７ | 取扱説明書等添付資料の該非判定書 |       |       |
|  |  |       |       |
| ０ | その他説明資料 |       |       |

**部分品・附属品について**

たとえ本体装置がリスト非該当でも、その装置に内蔵される部分品、附属品が規制されることがあります。また、装置にインストールされたプログラム（ソフトウエア）、添付された取扱説明書なども規制されることがあります。

規制される部分品（機能）等が内蔵されていないか十分確認し、以下の確認表に記入してください。購入した部分品等に関しては、購入先から該非判定書を入手してください。

この結果を以下に記入し、該非判定書を提出してください。

貨物の場合、部分品の価格が装置の価格の10%を超える場合は、部分品として規制される場合があります。詳細は、運用通達（輸出貿易管理令の運用について）の1-1 (7)(ｲ)を参照してください。

部分品・附属品確認表

|  |  |
| --- | --- |
| 規制される可能性のある部分品・附属品の有無 | 該非判定結果 |
| ①      | [ ] 該当／[ ] 非該当 |
| ②      | [ ] 該当／[ ] 非該当 |

(参考)

米国原産品、若しくは米国原産品を装置内に含んでいる場合は、米国再輸出（EAR）の規制を受けることがあります。米国再輸出規制に関しては、本該非判定支援サービスの対象外ですので、自己で確認してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 資料名 | 有無 | 備考 |
| １ | その装置（技術）は米国原産か？ |       |  |
| ２ | 米国原産品の部品（技術）を含んでいるか、含んでいる場合はその割合は？ |       |  |

以上